

下記の注意事項は各チームの指導者の責任において徹底するようよろしくお願いします。

使用上の心得

- 1 この許可書は、体育館使用中携帯し、係員から要求があったときは提示してください。
- 2 準備、後始末は、許可された時間内に行ってください。
- 3 体育館の使用の権利は、他人に譲ったり転貸することはできません。
- 4 既に納めた使用料は、条例の定める場合以外は、お返しできません。
- 5 体育館および附属設備等の使用にあたっては、すべて係員の指示に従ってください。
- 6 床、壁、柱、窓等にはり紙をし、または画びょう、くぎ等を打ち込まないでください。
- 7 体育館内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 8 許可なく物品の販売、広告、宣伝および募金等をしないでください。
- 9 火気の取扱いには特に注意し、指定された場所以外での喫煙はさせないでください。
- 10 指定された場所以外で飲食をさせ、または館内でチューインガムを食べさせないでください。
- 11 げたおよび泥靴での入場をさせないでください。
- 12 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 13 建物および附属設備等を破損、汚損または滅失したときは、何人の行為であっても、使用者がその損害を弁償してください。
- 14 搬入した物品等の保管は、使用者の責任において管理してください。
- 15 使用時間を正確に守り、使用前には必ず係員に申し出てください。
- 16 その他不明の点は、係員に聞いてその指示に従ってください。